

中間見直し案（有害廃棄物の適正保管・適正処理）

1 水銀関連法令等の動向

(1) 法令等の制定・改正

平成25年10月、「水銀に関する水俣条約」が採択された。これを受け、中央環境審議会で金属水銀及び水銀含有廃棄物の処理方法が取りまとめられ、平成27年2月に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」が答申された。

その後、6月に「水銀に関する環境の汚染の防止に関する法律」が、7月に「大気汚染防止法」の改正が公布（施行日は条約の批准・発効から2年以内）された中で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正政令の公布が平成27年中に見込まれている。

水銀関連法令等年表

平成24年	水俣条約	条文合意
平成25年	水俣条約	採択
平成27年	水銀汚染防止法	公布
平成28年	廃棄物処理法政令	施行
平成29年	廃棄物処理法省令	施行

(2) 今後の水銀廃棄物の取扱い

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」については、条約の批准・発効を待たず、本年中の改正政令の公布が予定されており、この改正では水銀を含む廃棄物についての①特別管理一般廃棄物の定義、②特別管理産業廃棄物の定義、③収集・運搬・処分の基準が明確になる。

このうち、特別管理産業廃棄物の収集運搬方法と保管方法については、施行は速やかに行うべきとの考えもあるが、処理業の許可の変更等が必要なケースが多く、一定期間の猶予が設けられる見込みである。

また、中間及び最終処分の方法、水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬方法等については、本市においては、中間処分業の一部事業者が影響を受けるものの、最終処分場を有しておらず、また収集運搬業については京都府の許可により事業を行っている場合が多く、行政事務上の影響は他自治体に比べ軽微であるが、各処理業者においては、これまで普通産廃として扱っていたものが特管産廃になるため、手続きを含めて負担が大きいことから、早い時期の周知が必要である。

2 具体的な取組

【着手済み】 医療関係団体等への周知（平成26年度～）

【着手済み】 京都商工会議所等へのメールマガジンを利用した周知（平成27年～）

【新規】 処理業者に対する改正政令の内容と許可変更に関する周知

3 計画修正文案

1 排出事業者に対する施策

6 PCBをはじめとした有害廃棄物の適正保管・適正処理の指導

PCBや水銀をはじめとした有害物を含む廃棄物を保管する事業場について、適正保管・適正処理の指導を行います。特に処理期限が定められているPCB廃棄物については、その保管状況を把握するとともに、期限の順守に向けて、処理方法等を周知します。